

さくら川百貨選定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、桜川市の豊かな自然や文化などに育まれた素材、優れた技術・技法から生み出された数多くの市産品の中から、特に優れた市産品を「さくら川百貨」として選定し、市内外へその魅力を発信することにより、本市の知名度の向上、観光の振興、地域産業の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「市産品」とは、市長が以下の各号に定まることを認められたものをいう。

- (1) 桜川市内で生産される農産物
- (2) 桜川市産の原材料を用いた、または、市内で製造された食料加工品
- (3) 桜川市内で製造、または、加工される工芸品

2 この要綱において「さくら川百貨」(以下「百貨」という。)とは、品質がよく、販売実績や信頼性があり、桜川市の推奨品として選定されたものをいう。

(百貨の対象)

第3条 百貨の対象品は、前条で規定されている市産品とする。

(選定申請要件)

第4条 百貨の選定の申請を行うことができる者は、市産品を生産する個人、法人又はこれらを営む者で組織される法人若しくは団体であって、県外へ跨るチェーンストアを除き、市内に住所又は事業所を有している者とする。

(選定審査委員会の設置)

第5条 百貨の選定をするため、さくら川百貨選定審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の組織その他必要な事項は、別に定める。

(選定の申請)

第6条 百貨の選定を受けようとする者は、一品毎に、さくら川百貨選定申請書(様式第1号)にその他審査に必要な書類を添えて、市長が定める期限までに提出しなければならない。

(選定の審査)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、委員会に諮り、別表の「さくら川百貨選定審査基準」に基づき審査を行うものとする。

(選定結果の通知)

第8条 委員会の審査の結果、第6条の申請を百貨として認められたときは、市長はその旨を当該申請者にさくら川百貨選定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 委員会の審査の結果、第6条の申請を百貨として認めなかったときは、市長はその旨を当該申請者にさくら川百貨選定審査結果通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(選定の公表)

第9条 市長は、百貨として選定した市産品(以下「選定品」という。)の名称、生産者又は製造・加工者等その他選定に関し必要な事項を公表するものとする。

(選定の有効期間)

第10条 百貨選定の有効期間は、以下の各号に定めるものとする。

- (1) 桜川市内で生産される農産物は、選定の日から起算して2年を経過する日の属する年度の末日までとする。
- (2) 桜川市産の原材料を用いた、または、市内で製造された食料加工品、および、桜川市内で製造、または、加工される工芸品は、選定の日から起算して1年を経過する日の属する年度の末日までとする。但し、再選定の場合は、再選定の日から起算して2年を経過する日の属する年度の末日までとする。

(選定マークの使用)

第11条 さくら川百貨選定通知書を受けた者(以下「選定取得者」という。)は、さくら川百貨選定マーク(以下「ロゴマーク」という。)を選定品又は選定品の包装・容器、広告・宣伝等に使用することとする。

2 ロゴマークの基本規格は別に定める。

(選定内容の変更)

第12条 選定取得者が、次の各号のいずれかに該当するときは、さくら川百貨選定申請事項変更届出書(様式第4号)に、変更内容がわかるものを添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 選定取得者の名称、住所及び代表者名を変更するとき。
- (2) 選定品の商品名を変更したとき。
- (3) 選定品の包装又は容器に係るデザインを著しく変更したとき。

(4) その他申請書記載事項等に変更が生じたとき。

(選定の取消)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、百貨の選定を取り消すことができる。

- (1) 選定を受ける要件、資格を欠くに至ったとき。
- (2) 申請時より選定品の仕様を著しく変更したとき。
- (3) 虚偽の申請により選定を受けたとき。
- (4) 選定取得者が選定の取消しを申し出たとき。
- (5) 選定品の生産、製造又は販売を廃止したとき。
- (6) その他、制度の運用に重要な支障を来す行為があったとき。

2 市長は、前項の規定により選定を取り消したときは、さくら川百貨選定取消通知書(様式第5号)により選定取得者に通知するものとする。

(選定取得者の責務)

第14条 選定取得者は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- (1) 選定品の生産、加工・製造又は販売を通じて、当該選定品の情報発信を積極的に行い、市内の産業の振興に努めること。
- (2) 選定品の計画的な生産、流通及び適正な保管並びに流通体制の整備を行うこと。

2 選定品の品質、流通、販売等において事故等が生じたときは、選定取得者がその責務を負うものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。